

**[紹介] キャス・R・サンステイン著, 『なぜ社会は
反対意見を必要とするのか』(一)**

著者	孝忠 延夫, 小林 直三, 奈須 祐治, 大江 一平, 辻 雄一郎
雑誌名	関西大学法学論集
巻	54
号	6
ページ	1372-1411
発行年	2005-03-10
その他のタイトル	[Book Review] Cass R. Sunstein, Why Societies Need Dissent, HUP, Cambridge, 2003
URL	http://hdl.handle.net/10112/12197

〔紹介〕

キヤス・R・サンステイン著

『なぜ社会は反対意見を必要とするのか』(一)

(Cass R. Sunstein, *Why Societies Need Dissent*, HUP, Cambridge, 2003)

孝	小	奈	大	辻
忠	林	須	江	
延	直	祐	一	雄
夫	三	治	平	郎

目次

- 一・著者(キヤス・R・サンステイン) 紹介
- 二・『なぜ社会は反対意見を必要とするのか』
- 序章 同調および反対意見
- 第一章 他者の行動の模倣
- 第二章 法の遵守(と非遵守)
- 第三章 群れで行動すること
- 第四章 隣人たちは何を考えているのか(以上本号)

一・著者（キャス・R・サンステイン）紹介

1. プロフィール

キャス・R・サンステイン (Cass R. Sunstein) は、一九五七年生まれであり、一九七五年にハーヴァード・カレッジを卒業し、一九七八年にハーヴァード・ロー・スクールを卒業している。

ロー・スクール卒業後、マサチューセッツ州最高裁判所裁判官ベンジャミン・カプランと連邦最高裁判所裁判官マーシャルのロークラークを勤めた。その後、アメリカ合衆国司法省の The Office of the Legal Counsel に入り、ウクライナ、ポーランド、中国、南アフリカとロシアを含む多くの国の憲法制定と法律改革活動にも関わってきた。

現在、シカゴ大学のロー・スクールの教授であると同時に政治学部の教授でもある。また、コロンビア大学、ハーヴァード大学の客員教授もつとめており、アメリカ芸術科学アカデミーのメンバーである。その他、The ABA Committee on Separation of Powers and Governmental Organizations の副委員長、The Administrative Law Section of the Association of American Law Schools の委員長、The President's Advisory Committee on the Public Service Obligations of Digital Television Broadcasters の委員などを歴任してきた。現在、彼は法律と人間行動との関係に関わる様々なプロジェクトに取り組んでいる。

サンステインには、多くの著書と論説があるが、代表的なものを挙げれば以下のものとなる（この中で、出版年のみを示す）。
Reconciling the Regulatory State (1990), *The Partial Constitution* (1993), *Democracy and the Problem of Free Speech* (1993), *Constitutional Law* (co-authored with Geoffrey Stone, Louis M. Seidman, and Mark Tushnet) (1995), *Legal Reasoning and Political Conflict* (1996), *Free Markets and Social Justice* (1997), *Administrative Law and Regulatory Policy* (1998) (with Justice Stephen Breyer and Professor Richard Stewart and Matthew Spitzer), *One Case At A Time* (1999), *Behavioral Law and*

Economics (editor, 2000), *Designing Democracy: What Constitutions Do* (2001), *Republic.com* (2001), *Risk and Reason* (2002), *The Cost-Benefit State* (2002), *How Juries Decide* (2002).

サンステインは、市民的共和主義の提唱者として一般的にもその名を知られているが、その理論は、アメリカに留まらず、広く日本などにおいても注目されてきた。*Free Markets and Social Justice* (邦訳題：自由市場と社会正義) を初め、著書が翻訳され、憲法・政治学関係の論説の中で引用されるのみならず、彼の論説のかなりのものが紹介されてきた。⁽¹⁾

2. キャス・R・サンステインの市民的共和主義憲法理論

さて、アメリカ憲法学において市民的共和主義憲法学の泰斗として揺るぎない地位を確立しているサンステインの憲法学の特徴をここで簡単に紹介しておこう。⁽²⁾

サンステインは、現代政治における利益集団政治の弊害を問題視し、それに対する処方箋の手がかりとして、建国期の伝統的共和主義的要素と党派に対するマディソンの考えに注目する。

サンステインによれば、アメリカ建国革命は、個人の自由を重視するロックの政治思想を基盤とするだけでなく、伝統的共和主義思想をも基盤としていると述べる。つまり、そこには、市民が私的利益を離れて立法過程での熟慮をおこない、市民的美徳を活性原理とする伝統的共和主義的要素が見られるとするのである。またマディソンは、党派の弊害を克服するシステムとして大共和国を構想し、直接的自己統治を放棄する代償として、熟慮と討議に基づく民主主義⁽³⁾という共和主義的信条を温存させたとする。サンステインは、かかるマディソン理解・解釈から生じる政治観を、「マディソニアン共和主義」と呼び、利益集団多元主義と伝統的共和主義の中間に位置するものと理解する。

サンステインは、彼が理解するところのマディソンの政治観および代表観を、現実の憲法理論にとり入れる。彼のこの理解、手法が学界でも注目を受け、評価されてきたところである。ここでは、以下、まず司法審査に関するサンステインの理解を、次に権

力分立に関する考えを、そして最後に、人権論の観点から彼の自由観について概観してみたい。

(1) 審査基準の厳格化と司法ミニマリズム

サンステインは、司法審査基準について「動機」を重視することを提唱する。彼は、まず平等保護条項に関して合憲判決が下されるのは、その分類又は差別が集合財の提供や公共的価値に結びついて解釈し得るときであると理解し、そのことから、個人的な満足を求める傾向を有する「あからさまな選好」は、平等保護条項が禁じようとしたものであり、それに関連する立法目的を否定する。更にアメリカ合衆国憲法には、他にもあからさまな選好を否定する条項が存在することを指摘する。従ってサンステインによれば、政府の行為が公共善を確実に促進しようとする努力とみなせるか否かが重視されることになる。

そのため、司法審査は、単なるプロセス理論に留まらず、立法者の動機を含めた実体的価値をも重視することになる。具体的には、司法審査の場において、立法目的とその達成手段との関連性を公共的価値の実現と結びつけて理解すること、および規範的理論を司法的に形成し、公共的価値の範囲を明らかにすることが求められる。

このようにサンステインは司法審査基準の厳格化を求めるが、他方、裁判所の役割としては司法ミニマリズムを提唱している。憲法原理の内容に争いがある場合、司法による直接的な原理的主張は、重要な利益をしばしば危険にさらし、司法の自律を危うくするとサンステインは考える。従って彼は、基本原理にコミットするものでさえ裁判がそうした可能性に直面することを躊躇うべきであるとする。つまり、憲法理論の内容について十分に合意が形成されていない場合、裁判所はその判断を避けるべきであり、「不完全に理論化された合意 (incompletely theorized agreements)」で満足すべきだと考えるのである。⁽⁴⁾

(2) 権力分立に関する機能主義

マディソニアン共和主義の構想は、「あからさまな選好」を排除し、市民の熟慮を政治に反映させることを重視する。そのため

立法者が、選挙民や他の政治権力から距離をおき、立法について熟慮する余裕と機会をもつ憲法構造が重視される。

サンステインは、権力分立を、形式主義、機能主義、およびホームズ主義に分類し、彼自身は機能主義を提唱する。なお、形式主義とは、各権力の範囲を画定し、それを厳格に解する立場であり、その対極にあるものとしてホームズ主義が挙げられている。

形式主義についてサンステインは、起草者意思の特定化および解釈の困難性だけでなく、ニューディール期以降の政府機能の変化に伴い、機械的適用だけでは不都合が生じることを指摘する。ホームズ主義については、権力分立の放棄に繋がるものであり憲法上の抑制が利かなくなる点を指摘する。サンステインの提唱する機能主義とは、当該行為が憲法の定める権力分立の中核を侵害するか否かを審査するものであり、司法審査が憲法の文言や制憲者意思に関連する場合でもそれらを決定的要因とはみないものである。つまり、形式主義とホームズ主義の中間に位置するものとされている。

この機能主義は、結果的に不確定性を許容してしまうことになるかもしれない。しかし、サンステインによれば、この欠点は、形式主義とホームズ主義の欠点を避け得るといふ観点からみれば、長所でもあり得るとされる。

形式主義は、大統領の権限強化に繋がる傾向を持ち、機能主義はその逆の傾向をもつ。このことは、サンステインが執政府を党派の弊害を受け易いものと理解し、議会を重視することに関連していると思われる。

(3) 自由主義的共和主義

サンステインは、マディソニアン共和主義という表現の他に、自由主義的共和主義という表現も用いている。その意味が十分に明らかにされているとはいえないが、性差別主義、人種差別主義、エリート主義、軍国主義などの批判を受けた古典的共和主義観と明確に区別して、自由主義観をとり入れた新しい共和主義であることを強調した表現だと思われる。ただ、サンステインのこの自由主義観は、多元主義的な自由主義観とは明らかに異なるものであることに留意しておきたい。

多元主義との比較において、サンステインは自らの自由主義観について、次の四つの相互依存的原理を明らかにしている。

第一に、熟慮に対する信念である。つまり、権利や選好が、政治的熟慮の対象であって、外的要因ではないとする。第二に、政治的平等の重視である。従って、政治過程における影響力の不平等の是正を要請する。第三に、ユニヴァーサルリズムである。つまり政治や公共善に関するアプローチや概念上の相異は、公の議論と対話によって仲裁可能であり、かつそうすることが望ましいとする信念である。そして第四に、市民としての地位の重視である。⁽⁵⁾

これらのことからサンスティンは、政治参加の基本的権利の保障、差別に反対する強い規範性（反差別原理に留まらず反カースト原理を導いているなど）、私的財産と最低限の福祉に対する権利保障という形で安全の保障などが、要請されるとしている。

以上のことを要請する自由主義的共和主義は、サンスティンによれば以下の特徴を持つ。

第一に、自由とは、各人が目的を遂行するだけでなく、目的そのものを慎重に選択する自由をも含む。第二に、権利および具体的な政治制度は、政治的熟議を伴う健全な政治過程から生じるべきである。第三に、公的権力と同時に、私的権力の濫用をも警戒すべきである。第四に、私的領域は、公的決定の積み重ねによって生成され、それ故に政府の抑制を必要とする。第五に、集団間の政治的影響力の不均衡の是正が要求される。そして第六に、自由と平等とを結合させようとする。

上述の自由主義観に立つサンスティンの構想は、社会に対する政府の積極的措施を要請することになる。

(4) 小 括——サンスティン理論の全体像とその射程

サンスティンの自由主義観を前提とした場合、政府は社会に対して積極的措施を採ることが要請される。また、そうであるが故に、政府権力に対する抑制および政治的熟議並びにあからさまな選好の排除が重要とされる。更に、それらを担保する仕組みの一つとして、裁判所は、立法の動機にまで及ぶ実体的価値を審査することになる。但し、裁判所の自律性からしてその役割については司法ミニマリズムが求められることになる。

簡潔ではあるが上述したように、サンスティンの理論は、多くの場合、その部分だけ、あるいは一つ分野の主張が独立したも

のではなく、それぞれを相互に関連づけて（体系性を意識して）展開しているところに特徴がある。それ故に難解ではあるが、グランドセオリーの構築を意識した独自の憲法理論として注目される。

さて、サンステインの構想によると、政府は、憲法目的を具現化するために社会に深く関わりをもつことになる。また公的権力だけでなく私的権力の濫用をもその射程に入れ、さらには反カースト原理など社会的構造的差別の是正の問題なども考察の視野に入っている。さらに、サンステインの理論は、単なる憲法条文の解釈学に留まらず、広く政治（哲）学や社会学などに及ぶため（さらに、最近では熟慮と討議に基づく民主政治の実現のための実証的研究に関心を向けているので）、理解することは意外に困難である。ところで、わが国憲法学にとって彼の理論の持つ意味を考える際には、アメリカとわが国との政治・社会状況の違いを考慮した上で、その主張の取捨選択をしなければならぬが、このことは、前述の理論の一体性・体系性を考えると、かなり困難な作業といえる。サンステインの理論を今後有意義な形で紹介する際に留意しなければならないと思われる。

3. 『なぜ社会は反対意見を必要とするのか』

『Why Societies Need Dissent (なぜ社会は反対意見を必要とするのか)』(以下「本書」と略記する。)というタイトルは、紹介者たちにとってのみならず、多くの研究者にとっても魅力的かつ挑戦的なもののように思われる。前述したように、熟慮に対する信念、政治的熟慮と討議を伴う健全な政治過程を重視するサンステインの立場からすれば、その熟慮・討議を可能ならしめる条件とそのプロセスを阻害する要因を明らかにすることが必要となる。

私は、次の三つの問題関心をもって本書を読んだ。まず第一に、熟慮・討議に参加する主体の問題である。アメリカ合衆国を構成する「We the People of United States」の開かれた概念がアメリカ合衆国の強みでもあり、弱みでもあることは、別の機会に検討したことがあるが、熟慮・討議に参加する「市民」とはどのような人々を意味するのであろうか。⁽⁷⁾ サンステインはその関係を「お互いに理解しあうことのない他者との関係」ととらえていないことは明らかであるが、一定の西欧的な価値を前提としている

と思われるので、「差異」をどの程度重視するものだろうか。アファーマティブ・アクション施策を受ける人々は含まれるのだろうか（その実施によって「市民」が創出されるとするならば、まず施策の対象となる人々は、その時点では「市民」たりえないということにならざるをえないのではないか）。

第二に、幅広い多様な見解・意見を自由に討議しうる場、そして「熟議能力の平等」は、どのようにして確保・実現されるのだろうか。それを成り立たしめる要件は何であろうか。

そして第三に、熟議は理性的・合理的な合意による問題解決をめざすものとされ、討議参加者が異見、異議申し立てに対する「寛容」の精神をもつべきことなどが当然のこととされてきたが、熟議は「価値選択の過程」を含意し、その結論において「異なる理由に基づく同意」⁽⁸⁾を想定しているのであるだろうか。

本書は、適切な異議申し立て（反対意見）が熟慮・討議には必要不可欠であることを示すとともに、それに大きな影響を与え、抑制する三つの現象、すなわち、同調（conformity）、⁽⁹⁾社会的カスケード（social cascade）、そして集団分極化（group polarization）を挙げ、それらを具体例を通して明らかにする。

(1) 本書の構成

本書は、次のような構成をとっている。

序章 同調と反対意見

第一章 他者の行動の模倣

第二章 法の遵守（と非遵守）

第三章 群れで行動すること

第四章 隣人たちは何を考えているのか

キャス・R・サンスティン著『なぜ社会は反対意見を必要とするのか』（二）

第五章 言論の自由

第六章 なぜ集団は極端な傾向に走るのか

第七章 制憲者の偉大な貢献

第八章 裁判官も同調主義者なのか

第九章 高等教育におけるアフアーマティブ・アクション

終章 なぜ反対意見なのか

(2) 本書の概要

本書の構成は、前述の通りであるが、その内容をここで簡単に紹介しておきたい。

まず、「序章 同調と反対意見」では、本書の問題関心と全体の要旨が述べられる。サンスティンは、さまざまな政治・社会現象をうまく説明するためには、同調 (conformity) という顕著な人間性向を理解することが必要であり、独立した専門的判断を行なうことを期待されている集団 (例えば、裁判官) にもこの傾向はみられるとする。これに対して、異議を唱え、反対意見を述べることが利己主義的とみなされるかもしれないが、他者を益するものであり、建設的な結果を生み出すためには不可欠のものである、と考える。「第一章 他者の行動の模倣」では、心理学者 (シエリフ、アッシュ、およびミルグラム) の実験結果が示され、人々が同輩集団圧力 (peer pressure) によって自らの知覚判断にもかかわらず専門家の判断や多数派に従う同調行動をとることが明らかにされる。ただし、少数派も重要な影響力を持ち、社会の明確な異端者とされていないかぎり、積極的な役割を果たすことも明らかにされる。「第二章 法の遵守 (と非遵守)」では、まず第一に、法令の制定が表現機能を持ち、法遵守を生み出すこと、第二に、法の表現が効果的である場合、そして第三にその表現機能が効果的でない場合を「同調」をキーワードに論じている。法遵守が既に法を遵守している人々への同調として生じ、非遵守と不服従が広範に存在するとの認識が一層の非遵守を広げると述べ

る。「第三章 群れで行動すること」では、社会的影響がいかにして社会的カスケード (cascade) を生み出しているのかが考察される。人々は、ある特定の時点で自分たちの情報や意見に依拠するのではなく、他者が提示するシグナルに基づいて判断するようになる (情報カスケード)。また、カスケードと反対意見との関係については、強制的権威を持つリーダーの存在、多数決ルールなどについて論及されている。「第四章 隣人たちは何を考えているのか」では、人々が正しいことに対してではなく、他者に同調することに對して報酬 (経済的なものばかりでないことはいままでもないが) を受けるとき、ほとんどの人は同調すること。友愛、連帯感などの絆で結ばれた集団では、反対意見が表明されにくくなること。カスケードそのものではなく、人々の沈黙、自己検閲が社会的損失であること、などが論じられる。「第五章 言論の自由」では、表現の自由が無意味なカスケードに對する重要な保障として機能するとし、見解中立規制、パブリック・フォーラム論などに論及したうえで、自由な言論の将来性について示唆する。サンステインによれば、うまく機能する民主主義は、たんなる言論の自由保障にとどまらない。「言論の自由の文化」を持っており、それは精神の独立を促進し、言葉と行為を通じて支配的な意見に挑もうとする意志を伝えるものである。「第六章 なぜ集団は極端な傾向に走るのか」では、集団が極端な行動をとりがちであるのは何故かを説明し、正当化できない極性を検討する。内部から反対意見の出にくい集団は、質が悪くなり、情報を積極的に開示し、反対意見を奨励し、別の選択肢を生み出す制度を有する集団は活性化する。アメリカ憲法起草者たちは、これらの点を明快に理解していた、と述べる。「第七章 憲法起草者の偉大な貢献」では、アメリカ合衆国憲法起草者たちの構想の中に、多様な見解を統治に反映させるシステムの基本的枠組みが示されているとのサンステインの従来からの見解が示され、熟慮・討議の積極的位置づけと憲法の共和主義的システム、「民主政の設計」が具体的に論じられる。サンステインによれば、アメリカ憲法の定める二院制や連邦制といった権力分立の諸制度、そして結社の自由やプライバシーといった諸権利の保障が、反対意見を許容する社会を構築するさいに大きな役割を果たすとされる。また、彼によれば、弱い立場にある集団の構成員が、同調や独立を強いられたりせずに熟議を行ない得るようにすることも重要であるとされる。「第八章 裁判官も同調主義者なのか」では、裁判官も同調効果に従うのか、カスケードが生じうるのか、集団分極化の傾向をも

つのか、さらには、反対意見の効果は何か、が論じられる。いずれの設問にも肯定的立場が示され、裁判官も同調傾向を持っていることが具体的に示される。また、合議法廷では、その裁判官構成によって増幅効果、あるいは縮減効果が生じるという興味深い事実も明らかにされる。「第九章 高等教育におけるアファーマティヴ・アクション政策実施の憲法的正当性を問ひかける。サンステインは、バッキ事件最高裁判決におけるパウエル裁判官の意見を基本的には承認し、教育の場における「率直な意見交換」の保障とそれを実現するための人種的多様性確保の正当性、そしてアファーマティヴ・アクションの合憲性審査基準（厳格審査に服すべきか）に論及する。サンステインは、大学における人種的多様性が教育活動を促進すると合理的に言い得るならばその政策は正当性をもつと主張し、同調、カスケード、さらには集団分極化の問題を考へるとき、人種的多様性に加えて経済的（背景の）多様性の重要性を指摘する。最後に「終章 なぜ反対意見なのか」でサンステインは、自らの主張とその結論を簡潔にまとめている。すなわち、社会における同調圧力の特徴を理解するためには、同調、カスケード、そして集団分極化を一体としてとらえることが必要であり、それらは、第一に他者の行為や言明に含まれる情報によって生み出されること、第二にそれらの行為や言明に課される社会的強制によって生み出されるとするのである。サンステインは、このことが裁判所にも妥当するとし、裁判所が潜在的反対者を含むならばより良い裁判が行なわれると考へる。また、大学で真の学問・研究がなされるためには、何らかの「政党軋轢」が必要であり、同調と分極化の危険性を理解するならば、なぜ高等教育における多様性確保・促進が重要なのかを説明しうるだろう、と述べる。

（孝忠 延夫）

- (1) なお、今回の紹介者たちが以前に紹介した「カス・R・サンステイン『民主主義の設計——憲法は何をなすのか（二〇〇一年）』」（一）、（二・完）「関法第五二卷三号四七一頁（二〇〇二年）、同六号四六〇頁（二〇〇三年）」も参照されたい。
- (2) サンステインの共和主義憲法理論については、大沢秀介「共和主義憲法理論と表現の自由」芦部信喜古稀記念『現代立憲

主義の展開 上」五八五頁（有斐閣、一九九三年）など参照。

(3) 紹介者たちは、従来「熟慮民主主義」という訳語を用いてきた。「熟慮」を基本としつつも、「討議」の要素を訳語にも盛り込むために、本稿では「熟議」の訳語を用いる。

(4) 平地秀哉「『理にかなった多元性』と司法審査——『原理』の決定における『多数決主義という難点』」早稲田法学第七八巻四号一五三頁（二〇〇三年）、金沢孝「Cass R. Sunstein の司法ミニマリズムに関する一考察(一)、(二)、(三)——熟議民主政における裁判所」早稲田大学大学院法研論集第一〇九号三一八頁、一一〇号四〇四頁、一一一号五〇二頁（二〇〇四年）など。

(5) 柳瀬昇「熟慮と討議の民主主義理論——公法理論と政治理論との架橋に向けての試論的考察」慶応大学法学政治学論究第五八号三六九頁（二〇〇三年）。

(6) 「dissent」の訳語をタイトルとしては、「反対意見」とした。本文中には「異見」「異議」などの訳が適切と思われる箇所も多く、適宜使い分けている。

(7) 孝忠延夫「国民代表議会におけるマイノリティ代表と『国民』統合」北大法学論集第五四巻三九五頁（二〇〇三年）、また、平地秀哉「熟議民主政と社会福祉」早稲田法学第七九巻四号一五三頁（二〇〇四年）も参照されたい。

(8) 田村哲樹「現代民主主義理論における分岐とその後(一)〜(三・完)」名古屋大学法政論集一八五号一頁（二〇〇〇年）、同一八七号一三二頁（二〇〇一年）、同一八八号三七五頁（二〇〇一年）参照。

(9) なお、理性的な討議と決定を通じて客観的な正解へ近づくことの可能性について、長谷部恭男「討議民主主義とその敵対者たち」法学協会雑誌第一一八巻一二号八五頁（二〇〇一年）なども参照。

二二 『なぜ社会は反対意見を必要とするのか』（抄訳）

序章 同調および反対意見

ロナルド・レーガンやマーガレット・サッチャーの人氣が示した政治的保守主義は、何ゆえ一九八〇年代にどのように復活した

キヤス・R・サンステイン著『なぜ社会は反対意見を必要とするのか』（一）

二五三（二三八三）

のだろうか？ 世界中の多くの学生が、一九六〇年代に左傾化したのはなぜだろうか？ アラブ世界内でイスラム原理主義が広がったことを、どう説明したらよいのだろうか？ 一九七〇年代アメリカでアフアーマティブ・アクション政策が急速に広まり、そしてこの政策が一九九〇年代以降攻撃されるようになっていったことをどう説明したらよいのだろうか？

本書で私は、同調という顕著な人間性向を理解することなしにはこれらの問題に充分に答えることはできないことを論じてみたい。人々は、もちろん羊ではない。我々の多くは、しばしば独立性を示す。しかし、ほとんどの人間は、多くの明白な反逆者を含め、他者の見解や行動に強く影響される。反対意見（異なった見解）によってチェックされないならば、同調は、気がかりで有害な、さらには時として驚くべき結果を生み出さるのである。幾つかの例を挙げてみよう。

重役会 二一世紀の初頭において、多数のアメリカの会社は、腐敗と混乱の錯綜によって生じた難局を経験した。非常に有名なものにはエンロンの失敗などがある。評論家は、この問題の救済策は厳格な規制にあるのではなく、その会社が直面している問題の積極的かつ真摯な論議を奨励し、取締役への直接的異議申し立てを行なうワーキンググループにあると結論づけている。よく機能する会議とは、一般的な伝統にチャレンジしつつ、多様な見解を許容し、粘り強い質問を可能とするものである。

ホワイトハウス 一九六一年四月一七日、アメリカ合衆国海軍、同空軍、およびCIAはキューバのピッグス湾に侵攻し一五〇〇人のキューバ難民を救助しようとした。この侵攻は、惨めな失敗に終わった。有能で類まれな才能を持つケネディ大統領スタッフの誰一人として侵攻に反対し、対案を提示しなかった。『論議の環境によって』引き起こされたこの自己沈黙は、ケネディ政権初期に特有のものではない。ビル・モイヤーズ (Bill Moyers) によれば、「ケネディおよびジョンソン政権における深刻な問題の一つは、国家安全事項を扱う人々が非常に親密になっており、同時に個人的にも互いに好意を持ち合っていたことである。彼らは、国家事項をあたかも紳士クラブにいるかのように処理する傾向をもっており、したがって重要な決定は、しばしば、次年度の会費はいくらであるべきかを決定する小規模な理事会の暖かい友情の中でなされた」のである。

連邦裁判所 連邦裁判所裁判官が、三人合議法廷を構成するとき、保守的なあるいはリベラルな同僚裁判官のいずれと合議する

ことになるかによって影響を受けるのだろうか？ ともに審理を行なうこととなった二人の裁判官が共和党系裁判官であるとき、共和党系裁判官は、とりわけ保守的な固定観念に従って評決するにちがいない。同じような傾向は、民主党系裁判官にも見られ、他の二人の裁判官が民主党系裁判官であったときには、より一層リベラルな固定観念に従って評決しがちである。このように、集団の影響力は、裁判官のイデオロギー傾向が同じ政党系裁判官との合議によって増幅するという、イデオロギー的な増幅を生み出す。

このことと関連しているのであるが、共和党系裁判官と民主党系裁判官の両者にとって、対立する見解の開示はイデオロギー的縮減・弱体効果 (ideological dampening) を創りだす。多くの分野において、二人の共和党系裁判官と合議することとなった民主党系裁判官は、あたかも典型的な共和党員のように評決するようになる——二人の民主党系裁判官と合議することとなった共和党系裁判官が典型的な民主党員のように評決するようになるのと全く同じように。(これらの現象は、投資家のクラブや陪審の場合にも生じる。)

(1) 同調、異なった意見、そして情報

我々一人ひとりととって、同調は、しばしば一つの有意義な行動過程である。つまり、他人の行なうことをなすことは、我々自身の基準で最善を行なうということなのだ。我々が同調する一つの理由は、しばしば自らの情報の多くを欠いているからであるし、他人の決定は我々が得ることのできる最善の情報を提供してくれるからである。何をなすべきかに確信がもてないとき、我々はよく数の論理、すなわち大衆心理に安易に従うことが多い。この単純なことは、どこに住むのか、何を食べるのか、誰に投票するか、ある法律に従うべきなのか、移住すべきか、あるいはどこへ移住するのか、などなどに関する人々の決定を説明するのに役立つ。人々は、彼らが知っている人々の見解に注意を払うので、様々な集団は、極端にしかも時として面白いほどに異なった行動と信念のまわりに集うことになる。

問題は、広く普及した同調が国民一般の持つべき情報を奪うことである。同調者は、他者が便宜を受けている知見を開示されることなく他者に従い、沈黙している。このことは、ピッグス湾侵攻事件の抱えていた問題であるし、投資クラブの会員に巨額の損失をもたらすものでもある。H・C・アンデルセンの寓話『王様の新しい服』は、誰しも他の誰かに従うのだから、人々は自分たちの目がはっきりと認識していることを明らかにしないものだということの一つの巧妙な例である。不正義、抑圧、さらには大規模な暴力が継続しうるのは、そのほとんどの場合、常識的な人々がその口を閉じたままであるからである。

しかしながら、同調者たちは、集団のために沈黙を保つことによって社会的な利益の保護者であるべきだとしばしば考えている。反対意見の持ち主たちは、対照的に、自分たち自身のプロジェクトの開始のためにする利己主義者とみなされがちである。しかし、一つの重要な意味において、反対は真実により近い。多くの場合、反対意見の持ち主は、他者を益するが、同調者は自らを益する。人々が不正に対して警告を発したり、集団で形成されつつある合意に反する諸事実を開示しようとするならば、処罰されることになるかもしれない。おそらく、彼らは仕事を失い、村八分にあい、少なくとも何ヶ月かは辛い目にあうだろう。

私は、反対意見が常に役立つと考えているのではない。ガリレオ、マルチン・ルター、トーマス・ジェファソン、ガンディー、そしてマルチン・ルーサー・キングJrなどは、有名な反対者たちの名簿に含まれよう。しかし、ヒトラー、レーニン、アメリカ奴隷制の擁護者たち、そしてオサマ・ビンラーディンなどの多くの歴史上の怪物を含め、不名誉な名簿に載る反対者たちもいる。反対意見を、多数の人々が抱いている見解の拒否を意味すると定義することになると、それは必ずしも常に誉め称えられるものではない。しかし、多くの分野で、我々は、正しい解答へ収斂しようとしているのか、集団の影響力が不一致を減少させているのかどうか分からないことが多い。

機能的な社会の権利や制度は、同調に伴う危険を減ずるように作られている。言論の自由は、最も明確な事例である。このことは、戦時にも平時にも妥当する。第二次世界大戦中、ルーサー・グーリックという一人の高官は、民主主義国家における市民のより大きな能力に訴えて、連合国の勝利とヒトラーおよび他の枢軸国の敗北に貢献した。

ある意味では、反対意見を強調することは、今日の政治理論の傾向に反するかもしれない。ここ数十年、合意の必要性が強調されてきている。顕著な例を挙げてみよう。ジョン・ロールズは、最も基本的な争点に不同意な市民間での『重なり合う合意』の価値を強調している。非常に現実的なレヴェルで、多くの人々は、アメリカ人は合意的解決を探すというよりも法的争いを通して自分たちの問題を解決する傾向があると主張して、アメリカ文化における『対抗的法律至上主義』(adversarial legalism)を嘆いてきた。もちろんここでは、ロールズの考えに異議を唱えるつもりでも、対抗的法律至上主義を支持するつもりでもない。しかし、合意や同意を重視することはとてもないがしろにされてきた。ただ私は、同調と一致それ自体の危険性に全くといっていいほど注意が払われてこなかったと思う。

(2) 二つの影響と三つの現象

私は、一貫して、個人の信念と行動に影響を与える二つの要因に焦点をあてている。第一のものは、他人の行為や言明によって伝えられる情報に係している。ある主張を多くの人々が正しいと信じていると思われる場合には、その主張が実際に正しいと信ずる理由が存在する。第二の影響力は、他人のまっとうな意見を持ちたいという普遍的な人間性である。多くの人々が何かを信じていると思われるとき、それに反対したくない、少なくとも公然とは反対したくないという気持ちがある。人間行動の多くは、同調の二つのタイプから生じる社会的影響の産物である。

情報提供および評判という影響を強調することによって、私は、三つの顕著な現象についての統一的な説明を提示しようと思う。この三つとは、同調、社会的カスケード、そして集団分極化、である。実際、私の中心的目的は、これら三つの現象が上述の影響から生じていることを示すことである。

(3) 変化、衝撃、そして法

我々は、社会的影響を残念に思ったり、それらを悩んだりすべきではない。社会的な結末は、重要であり、非同調や反対意見は結末を傷つけることがある。しかし、社会的影響は、多くの場合、個人や組織を間違った方向に導くおそれがある。反対意見は、——それを多くの集団や組織は、ほとんど持っていないのだが——重要な中和剤でありうる。

我々が理解しているように、同調者は、自分の意見を何も付け加えないで他人の行動から利益を得る、ただ乗りをする人 (free rider) である。控えめに言っても、ただ乗りをする人になろうとする人であろう。対照的に、反対者は、その社会が多くのものを得る情報や考えを提供することによって、他人にしばしば利益を与える。周知のように、反対者は処罰されることがありうるし、時として (ファラグ・フォウダのように) 殺害すらされる。成功しようとする集団や組織は、反対者に報いる手法を見つける必要がある。

集団が、憎しみと暴力に支配されるようになるとき、通常その理由は、経済的損失でも原理的な疑念でもない。一般的には、その集団で論議された情動的・評価的影響の産物を理由とするのである。実際、正当とされない過激主義は、たいていは他の過激主義者から得た僅かの部分的関連情報に接するという形での、『不十分な認識』の結果である。しかし、非常に多くの人々が、十分な認識論者であり、同様のプロセスが、劇的な形で起こることはあまりない。議会、官僚機構、そして裁判所の中の多くの大規模な変化は、社会的影響を考えることによってうまく説明される。議会は時として突然何らかの無視されていた問題——例えば、危険なゴミ処理場、家庭内虐待、あるいは会社の不正行為——に関心を向ける。この突然の関心は、しばしば、その問題に本当に取り組んだ結果ではなく、同調影響力の産物なのである。

もう一つのポイントがある。結果と状況はかなり違うが他のことは類似する集団が、社会的影響によって極めて異なった信念と行動に導かれることがある。社会が変化し、あるいはつねに大規模な変化を経験しているとき、その理由はしばしば小さなそしてしばしば捉えどころのない要因にあるのである。社会の中にいつでも存在する、多くの明白な、そして大きな相違は、文化とは全

く関係がない。すでに見てきたように、物事は容易に他のものになりえたり、適切な後押しで、主要な相違が驚くほど短期間で消散させられうるのである。

(孝忠 延夫)

第一章 他者の行動の模倣

(1) 困難な諸問題

心理学者M・シェリフ (Muzaffer Sherif) はいくつかの単純な実験を行なった。被験者はとても暗い部屋に入れられ、ごく小さな光が彼／彼女らの前に一定の距離を置いて照らされた。その光は実際には静止していたが、錯覚のため、動いているように見えた。数回の実験の各回において、シェリフは人々に、光が動いた距離を判断するように求めた。個人別に調査されたとき、被験者はお互いの意見に同意しなかった。そしてその答えは実験ごとに甚だしく異なっていた。しかし、被験者が小集団で行動するように求められたとき、個々人の判断が収束し、正しい距離を決める集団的規範がすぐさま現れた。

シェリフがさくらを加えたとき、異なった事態が生じた。概して他者によってなされたものよりはるかに遠いかはるかに近いさくらの判断は、集団内でそれに応じてより遠い、あるいはより近い判断を生み出すことを助けた。少なくとも事実について困難な問題に関わる場合においては、何らの強制的権限や特別な専門的知識を持たず、単に他者の不確かさを前にして断固としてゆるぎないものであるとうとする意思のみを持った個人によって判断が押し付けられうる。

人々が全く手がかりを持たないような状況においては、人々は特に自信のある、断固とした姿勢の集団の成員によって揺さぶられる可能性が高い。

(2) 容易な諸問題

人々が正しい答えを知るだけの十分な理由を持っている場合はどうか。S・アッシュ (Solomon Asch) の実験において、被験者は、実験に加わっている他の被験者のように見えるが実際にはアッシュのさくらであった、七人から九人の集団の中に置かれた。ばかばかしいほど単純な作業は、大きな白いカードに示されたある特定の線を、長さの等しい三つの「比較用の線」の一つに「合わせる」ことであった。二つの長さの合わない線は相当異なっていた。

実験の最初の二周においては、皆が正しい答えに同意している。しかし、三周めにおいて突然この調和が乱される。集団のすべての他の成員は明らかに大きな誤りを犯し、問題となっている線を著しく長い、あるいは短い線に合わせたのであった。これらの状況において、被験者は選択権を持っている。つまり被験者は独立した判断を維持することもできるし、全員一致の多数派の見解を受け入れることもできるのである。

意外なことに、ほとんどの人々は一連の実験において少なくとも一度は集団に従ってしまうのである。他者による判断を見ることなしに自ら判断するように求められたとき、人々が誤る確率は一パーセント未満であった。しかし、集団の圧力が正しくない答えを支持した回においては、人々が誤る確率は三六・八パーセントであった。

たいていの人々は、少なくとも何度かは、自らが直接的で明白な証拠を持っている、一見容易な問題においてさえ、集団に導かれて従うのである。

(3) 理性と失敗

なぜ人々は時に自らの感覚という証拠を無視するのであろうか。二つの最良の説明としては情報と同輩集団圧力 (Peer pressure) がある。アッシュの被験者の中には、全員一致の意見を持ったさくらには正しいに違いないと考える者があった。反対に、集団の他の成員が誤っていると信じてはいたが、公然と、それらの成員が考えていることを誤りとみなそうとはしなかった者もい

た。

これらの説明の双方が証拠によって支持される。アッシュ自身の研究において、何人かの同調主義者 (conformists) は、自らの意見が間違っていたに違いないと、私的なインタビューの中で述べた。そのことは、同輩集団圧力よりも情報が彼／彼女等を動かしていたものであることを暗示している。(他方) 実験者は一般に、被験者が完全に内密に答えを提供するように求められたとき、かなり誤りが減少したことを見出している。被験者が、同調や逸脱がたやすく他の人々に確認されることを知っているとき、被験者が同調する可能性はより高いのである。このような結論は、同輩集団圧力もまた重要であることを示している。

たとえ個々の成員が知っていたり考えていたりするものを知ることが、たいていの集団の利益に適しているとしても、多くの人々は集団に対して自らの情報を進んで開示しようとはしない。

アッシュの基本的な方法から生まれたさらなる実験において、道徳や政治についての多くの判断に関して、甚大な同調効果が見出されている。そのような効果は市民的自由、倫理、そして犯罪と刑罰を含む諸問題に関して示されている。そのような証拠は、論争的な問題についての見解を公に表明する際の強い同調作用を明らかにしている。

(4) 公職者の同調についての若干の言及

立法者も裁判官も、ほかの皆と同様に、いくつかの場合に、もし人々が彼／彼女らに対抗して団結すれば、通常であれば明確である政策や法の評価を捨て去ることが予期されるはずである。二人の民主党系の裁判官と合議を行なうとき、共和党系の裁判官はしばしば民主党系の裁判官のように票を投じる傾向があり、二人の共和党系の裁判官と合議を行なうとき、民主党系の裁判官はしばしば共和党系の裁判官のように票を投じる傾向があるという、本来であれば驚くべき事実を、アッシュの実験で見られたような効果は説明してくれるように思われる。

(5) 同調を強化させる (あるいは弱体化させる) 方法

お金は重要な要因である。人々が正しい答えを出した場合にお金を得られそうなき、もし課された仕事が可能であれば、同調が起こる割合は著しく低くなる。しかし、基本となる仕事を難しくするように実験の内容を変えたとき、正しい答えに対する金銭的なインセンティブは実際に同調を強化する。

アッシュの実験において、正しい答えを知っているということに自信を持っている人々は、ただ公然と他者が共有している見解を拒絶する価値がないという理由で、他者に同調する答えを提示する。しかし、本物のお金がかかっているとき、物質的利益の可能性が同輩集団圧力を上回る。

当然のことであるが、難しい仕事の場合は異なっている。人々が、自らが正しいかどうかについてかなり自信のない状態にさせられるという単純な理由で、それらは異なっているのである。

大きさは重要な要因である。大きな集団は小さな集団より大きな影響力を持っていると考えることが理にかなっている。さくらの集団の大きさが増すことによって、同調の程度はたいへい強まるものである。

しかしながら、実験条件の少しの違いが重要な差異をもたらした。少なくとも一つの健全な声が存在することによって、同調と誤りの両方は著しく減じたのであった。アッシュのさくらの一人が正しく線を合わせたとき、強力な多数派が反対方向に傾いたにもかかわらず、誤りは四分の三減少した。一人の人が真実を明らかにするとき、すべての、あるいはほとんどの人々は自分が実際に見ている物あるいは知っている物が真実であると言いかもしれない。

たとえ集団が不幸な行為へと乗り出したとしても、一人の反対者は、通常であれば周囲の人々に従おうとするアンビヴァレントな集団の成員を元気づけることによって、状況を覆すことができるかもしれない。

集団への一体感(大いに)重要な要因である。同調についての実験における最も重要な結論の一つは集団の構成員であるという事実が果たす決定的役割に関わる。もし被験者が自らを多数派とは異なった集団の成員とみなすならば、同調効果は大いに弱め

られる。同様に、集団が、被験者が好んだり賞賛したりする人々や、被験者がその他のやり方で一体感を感じる人々から構成されるとき、人々は特に同調する可能性が高い。

多くの証拠がこの基本的な主張を立証してくれる。アッシュの実験において、公に意思表示を行なう際に、被験者が自らを、実験者のさくらをその中に包含する、はっきりと定義される集団の一部であると感じていけば、同調の程度、すなわち誤りの程度は著しく強まる。反対に、公に意思表示を行う際に、被験者が自らを、実験者のさくらとは異なった集団の中にいると感じたならば、同調の程度は著しく弱まる。

我々がここで内密に意見を示す場合ではなく公に意思表示する場合について語っているということに注意してもらいたい。人々は、もし公然と語り、かつもし自らと同じ集団に属するように思われる人々によって取り囲まれていけば、同調し、自らが理解するものを誤って言い表し、ひどい誤りを犯す可能性が高い。

(6) 少数派の与える影響

ここまでで私が強調してきたのは、多数派の力であった。もちろん、少数派も重要な影響力を持っている。しばしば少数派は時を経て大きな動きを生み、周りにいるかなりの数の人々を自らの見解へと惹きつける。

少数派は人々の公然と表明される見解に影響を与えないときでも、しばしば人々が個人的に考えていることに対しては影響力を持つ。少数派が色について普通でない判断を下すとき（たとえば青を緑と言う場合）、少数派は、人々が公然と言うことに対しては多数派より小さな影響しか与えず、人々が内密に言うことに対しては多数派よりも大きな影響を与えることが判明した。

しかしながら、注目すべきことに、少数派集団が明らかに社会の中の異端者 (social outsiders) から構成されているときには、少数派の集団の成員に対する同意は減退する。

(7) いくつかの衝撃的な実験

心理学者S・ミルグラム (Stanley Milgram) によって行なわれた実験において、人々は隣接した部屋に座っている人に電気ショックを与えるように求められた。電気ショックの犠牲者はさくらであった。そして、電気ショックに見えるものは現実のものではなかった。それは実際には偽のショック発生器によって送られたものであった。その偽の発生器には一五ボルトから四五ボルトにわたる三〇の電圧レベルが備えられており、「わずかなショック」から「危険、激しいショック」にわたる記述を伴っていた。被験者は誤った答えを言う度に徐々に激しいショックを与えるように求められた。それは最高で「危険、激しいショック」のレベルだった(それは四〇〇ボルト以上だった)。

さくらである犠牲者が誤るたびに、一回の電気ショックが与えられ、ショック発生器のレベルが一段上へ上げられた。すべてが本物に見えるようにするために、実験の最初に、被験者は最も低いレベルでサンプル用の本物のショックを与えられた。しかし、実験者が、「ショックはひどく痛みを伴いうるけれど、それは永続的な細胞組織への損傷を引き起こさない。」と説明していたので、被験者はまた、ショックは危険ではないと確信していた。

このミルグラムの実験において、四〇人中のすべての被験者が三〇〇ボルトを超えた。平均の最大ショック・レベルは四〇五ボルトであった。かなり多数の人々が「危険、激しいショック」より二段階上の、最大の四五〇ボルトの段階にまで進んだ。

経験があるように思われる科学者によって行なわれる実験に参加するために学問的な実験の場に招かれる被験者は、実験者がすべてのことを既に考慮して、なされるべきことを知っている可能性が高いと考えるため、実験者の指導に従ってしまう。この説明によると、多くの被験者は自らの良心の呵責が根柢のないものであった可能性が高いという判断のゆえに、道徳的な良心の呵責を脇に斥けるのである。

ミルグラム自身が行なった、基本的実験に興味深い変化を加えた実験においては、被験者はショックを与えるように求められた三人のうちの一人であった。実際はミルグラムのさくらであったそのうちの二人は一定のレベルを超えることを拒否した。その

ような場合において、被験者の圧倒的多数である九二・五パーセントが実験者の命令に背いた。

ここで、我々は進んで自らの良心に従おうとする一人や二人の反対者も、他者をして自らの良心に従わせしめうるということを理解することができる。

ある状況の道徳的な正しさが完全に明らかでないとき、たいていの人々は関係するリスクを評価することができる、専門家であると思われる人によって影響されるであろう。しかし、専門家の疑わしい道徳的判断が、自らの道徳的判断を押し通している理性的な人々によって対抗されている場合、たいていの人々が専門家に従う可能性は低い。

(奈須 祐治)

第二章 法の遵守（と非遵守）

法の中にはめったに破られないものがある。たとえば、身障者専用の場所に駐車する健常者はほとんどいない。米国において、公の場所での喫煙を禁止する法令に違反する者はほとんどいない。一方、広範囲にわたり遵守されない法もある。当該法令が存在するという理由だけで人々が法を遵守するのはどんな場合であろうか。強制(enforcement)を行なうことが必要なのはどんな場合であろうか。

近年、法令違反に対して実際に罰則を直接課すこと行為を規制することについて、法の表現機能(expressive function)に関する非常に多くの学問的議論がなされてきた。

一定の状況において、人々は、罰則の厳しさや罰則が課される可能性の増加にさほどの影響を受けない。イスラエルは、死刑がテロリズムを防止せず増加させさせるという理由もあって、テロリストに死刑を科さない。殉教者、反対者、そしてギャングの構成員は、もし政府が彼らにより厳しい脅威を加えるのならば、いっそう法を犯すことになるだろう。そして、人々はしばしば、それを公正と信じていない場合でさえも、法令を遵守する。ときおり、我々は不公正な法を、他者を失望させたり怒らせたりするこ

とを望まないがゆえに、遵守する。従来の説明に欠けていたものは、行動に対する社会的影響に大いに関係する。

本章で、筆者は三つの示唆を行なうために同調の概念を用いる。まず、第一に、法令の制定は表現機能を持ち、法遵守を生み出す。というのは、当該法令は、我々がなすべきことと他の人々によって我々がなすべきこととみなされていることの双方に関する何らかのことを伝えるからである。第二に、法的表現は、違反がとも目立つならば、非常に効果的になりやすい。大抵の人々が他者の憤激を招くことを望まないので、可視性が問題となる。第三に、法令の違反者が、非遵守に報いたり、あるいは少なくともそれを罰しないサブコミュニティの一員であるならば、法的表現にさほどの効果はない。

(1) シグナルとしての法

法は、強制されることがない場合でも、自動的に遵守されたり、あるいはそれに近い状態となることがある。人々は、彼らが警察活動を恐れていなくとも、法を遵守する。この意味で、法は表現機能を持っている。つまり、法は言明を行ない、当該言明を行なうだけで効力を発するのである。

これらの効果は、法が二つの重要なシグナル——同調を生じさせる同様のシグナル——を生じさせるがゆえに、生じるのである。まず、もし法が基本的に賢明な人々によって形成されるならば、そして、法が一定の行為を禁止するならば、市民には当該行為が有害であり、現実に禁止されるべきと信じるに足る十分な理由がある。第二に、法が一定の行為を禁ずるならば、市民には同胞市民が当該行為を禁止すべきと考えると思えるに足る十分な理由がある。いずれの事例においても、賢明な人々は法が彼らになすべきと要求することを行なうことに理由を見出す。また、我々は、人々がなぜ最も身近なレヴェルで制定された法をとりわけ遵守しようとするのかということも理解し得る。

法が公の場所での喫煙を禁止するならば、その決定は、公の場所での喫煙は悪いことであるという趣旨の情報を与える。同様に重要なのは、法は大半の人々が公の場所での喫煙が悪いことであると信じることを示す点である。もし大半の人々が公的な場所で

の喫煙を悪いことであると考えるならば、潜在的喫煙者は、自分が批判されることを望まない、あるいは処罰されることを望まないということもあって、いっそう喫煙しなくなるだろう。

なお、法は私的なおせっかい者に対しても効力を持つ。速度違反や飲酒運転、あるいは公的な場所での喫煙を批判する人々は、もし法が自分たちの求める行動を必要としているならば、自分たちが正当な不満を抱いているとよりいっそう考えるようになる。もちろん、これが全ての事例に当てはまるわけではない。それが法であるというだけで、法は、高い道徳的権威を持つと考える人々の中にはいる。しかし、法の道徳的権威を、私が強調してきた社会的影響と関連するものとみなすことなしに、我々はそれを十分に評価することはできない。

この点は、法の表現力というものが、市民のなすべきものについて、あるいは大半の人々によって市民のなすべきものとみなされていることについて法が十分な情報を提供すると考えられているか否か次第であることを示している。こうした条件は、民主主義において最も充足される可能性が高く、独裁においてはほとんど充足されそうにない。従って、民主主義は、専制と大きく異なり、強制なしに法遵守に依拠し得る。

しかし、民主主義と独裁制の場合を完全に区別すべきではない。民主主義においてさえ、他者からの押し付けであり、そして、なすべきこと、あるいは他の人々が考えることに関する指針としてはほとんど権威がないように思われる法が存在する。この点は、いくつかの大きな疑問を我々に提起する。

(2) なぜ、どのような場合に

法が重要な強制活動なしに機能するのはどのような場合か。それが失敗するのはどのような場合か。法を遵守するかどうかを判断している合理的市民の事例から検討する。分析のために、市民は特定の場合、法に従うことを道徳的に義務づけられているとは感じていないと想定する。市民は以下のことをおそらく考慮するであろう。

- ① 強制の可能性
- ② 強制の場合の罰則の程度
- ③ 違反についての名声コスト
- ④ 違反についての名声利益

⑤ 法遵守についての内在的利益（おそらく、喫煙の拒否には健康上の利益がある）

⑥ 法遵守についての内在的成本（おそらく、喫煙は非常に魅力的で、非喫煙は非常に不愉快である）

もし政府がこれらの変数のいくつかを変えることができるならば、より大きな法遵守を獲得することができるであろう。さしあたり、私の強調するのは上記の③と④の点である。これらの要因は非常に重大であるので、主要な問題は私的な強制の性質と程度である。

公の場所での喫煙が目につきやすく、私的強制の可能性が高いことを私は、強調してきた。対照的に、脱税と性犯罪は目につきにくい。このため、違反者は、違反の際、世間からの非難の危険についてはさほど心配する必要はない。不可視性は広範な違反のおそれを増加させる。同時に、法の表現機能は、非遵守への私的な支持がある場合には、減少するか、あるいは緩和されさせる。罰則が課せられる場合、あるいは課される可能性が非常に高い場合でさえ、「逸脱的サブカルチャー」（その構成員が違反者に報いる）によって支持されるならば、人々は社会規範あるいは法に違反するであろう。少なくとも、このことは、原理あるいは自己利益に基づいて、法を遵守しないという強い理由づけがある場合にあってはまる。

このように考えていくと、一定の性的行為や（ある共同体における）内国歳入法典に関する法的禁止がほとんど遵守されない一方で、身障者専用駐車場への駐車禁止や公的な場所での喫煙に関する法的禁止についてなぜ多くの法遵守が存在するのかを理解することは容易となる。また、市民的不服従の現象を理解することもまたいっそう容易となる。人々がM・L・キングJr.の市民的不服従の呼びかけを受け入れたのは、ある意味では共同体の他者によって市民的不服従が賞賛され、批判されなかったからである。

(3) 法遵守に向けて——同調の利用

法違反が目立たず、しかも広範囲にわたるといふやっかいな状況に政府はどう対処するのか。脅迫、暴行、レイプ、そして殺人は言うまでもなく、脱税や違法薬物の使用を禁止する法遵守を政府はどのようにして促進するのか。しかし、罰則の厳格化による積極的な強制活動はほとんどよい結果をもたらさない。

そこで、見込み (promise) の可能性を検討する。それは法遵守の利益に同調に従事させるというものである。多くの場合、法遵守は、既に法を遵守している人々の割合が高いことを人々に単に知らせるだけで増加し得るといふのが私の仮説である。

九〇パーセント以上の市民が税法を十分に遵守していると説得された場合、法遵守のレベルが上昇したミネソタ州での実験は、私の仮説を立証した。明らかに、法に違反した者は、みずからの行為が同胞市民の圧倒的多数の行為よりも悪いことを知って恥じる。もし、誰もがそれを行なわないことが証明されるならば、人々はこのやり方で自らの行為を正当化できないし、法遵守の可能性がいつそう高まる。

こうした事例は多くの見込みをもたらす。それらは、同調の理解、すなわち他者の行為によって伝達される情報の理解が違法または危険な行為を減らすかもしれないことを示す。ここにもまた、支配的な規範あるいは法について批判者が不服従をいかにして行ない得るのかについての手がかりが見出される。もし不服従が広範囲にわたると人々にみなされるならば、彼らはいっそう不服従を行なう可能性がある。極端な事例においては、法が不正なものであるとみなされている場合、反対者は人々を法遵守よりもその良心に従うように導くのである。

(4) 廃用

古くて時代遅れであったり、現在の社会的価値から著しく逸脱した法についてはどうか。二〇世紀の後半まで、コネチカット州法は結婚した人々が避妊具を使用することを禁止していた。多くの州は現在でも同性愛関係を禁止している。そのような法は大半

の人々がなされるべきと考えることについて何らの情報も伝達しないし、当該法を破った人々は世間からの非難を受けることを恐れる必要がない。違反は広範囲にわたることになる。

これらの要点は廃用 (desuetude) の原則と関連している。法がひどく時代遅れである場合、当該法のいかなる運用も疑いなく稀であり恣意的であるという事実にも照らして、法を運用する権限を国家が持ち続けるか否かを問うことに意味がある。

裁判所はこの効果について判断を下す権限を与えられるべきか。その答えは明確ではない。しかし、裁判官は、時として、法がもはや社会で一般的な確信と一致しない場合に判断を下す。コネチカット州では婚姻中の人々が避妊具をよく使用しており、こっけいなほどに人々の信念と行為の双方から逸脱している当該法令が主として嫌がらせと差別のための道具であったという最高裁の認識に、*Griswold v. Connecticut* 事件判決 (381 U.S. 479 (1965)) は明らかに影響を受けている。*Bowers v. Hardwick* 事件判決 (478 U.S. 186 (1986)) において、最高裁はプライバシーの権利を、同性愛的ソドミー行為を禁止する法を違憲とするために拡張することを拒否した。しかし、最高裁は、警察が当該法令を市民に屈辱を与えて悩ませる手段として用いることは受け入れられないと述べることができたかもしれない。

法がもはや市民の価値を反映できない場合、多くの強制活動がなければ人々は法に従いそうにない。そして、法というものは、その法が民主主義においてはほとんど強制できない人々の価値と一致しない場合、その正当性を失うのである。

(大江 一平)

第三章 群れで行動すること

私はここで、如何にして社会的影響が社会的カスケードを生み出し得るのかを考察していく。

(1) 情報カスケード

情報カスケードにおいて人々は、ある特定の時点で、自分たちの私的な情報又は意見に依ることを止める。その代わりに彼らは、他者によって伝えられたシグナルに基づいて判断する。最初の少数の人々の振る舞いは、理論上、無数の追従者による同じ行動を生み出すことになる。

単純な事例 医師が更年期の女性に特定の治療を指示するか否かを判断していると想定しよう。アダムスが指示すると想定しよう。バーバーは今、アダムスの判断を知っている。彼女の自立した判断がそのリスクは高いというものだとしても、彼女は——もし彼女が自分自身を信じるのとまったく同じぐらいアダムスを信じるのなら——簡単に判断を変えるかもしれない。

カールトンは、自身が有する情報が彼らのものより優れたものだと考えないなら、彼女らの先導に従う可能性が高い。もし彼がそうするのなら、カールトンはカスケードの中にいる。

デイヴィッド・ハーシュライファー (David Hirschleifer) は「反対する情報が隠され続けるので、誤ったカスケードでさえ永久に持続される。採用又は拒絶することに対する最初の優位、それが単なる偶然の一致又は些細な理由のために生じてしまうものであっても、それはそのこと自体に絶えず流れ込み得る」と説明する。

勿論、それらは永遠に続くわけではない。しばしば人々は、他者の蓄積された賢明さを拒否するのに十分な私的情報を有し、又は有していると考えている。しかし専門家および実際の医師の間でさえ、カスケードは一般的である。

法はここでも同様に重要である。訴訟の怖れは受身的な医学を生み出す。患者にとってほとんど又は全くたけにならない受身的な——そして高額な！——医療行為は、時折、彼らが不当治療の訴訟を防ぐ必要があるという認識によって動機づけられる。医師は医学に関して多くを知るが、しかし法に関してはほとんど知らない。カスケードの過程は、しばしば法的保護を提供するためになすべきことに関して誤った情報を拡げる。

医師に当てはまることは、法律家、技術者、議員、官僚、裁判官、投資家、および学者にも同様に当てはまる。

先例カスケード (次のような) 仮定的な法的推論を考えよう。最初の控訴裁判所は、その事柄を真に困難なものと考えたが、しかし政府に有利な判断を決定する。二番目の控訴裁判所の裁判官は、政府は間違っているが——しかし先のもう一つの巡回裁判所の判断の存在が、政府を支持するように判断状況を一変させるに十分であると考える傾向をもつ。このように第二の裁判所は第一の裁判所に従う。第三の控訴裁判所は、まさに政府に反対の判決を下す傾向をもつが、しかしそれは、二つの先例で共有された見解を拒絶する確信を欠く。(こうした場合、結局) 控訴裁判所のすべてが同意するために、連邦最高裁判所は、その事柄について判決を下す必要を認めない。

勿論、先行者のカスケードは常に生じるわけではなく、アメリカの法システムにおいて、控訴裁判所間の対立は起こりうる。その一つの理由は、先行する裁判所が間違っていたと結論づけるのに十分な確信を後続する裁判所がもつからである。しかし幾つかのカスケードは避け難く発達する。一層悪いことに、それらは生じてしまう後では見つけ難いのである。

何かなされるべきか？ 一つの含意は明らかである。法的合議体は、二つ又はそれ以上の控訴裁判所で共有された見解に重きを与えることに関して用心深くなるべきである。だから控訴裁判所は、先行の裁判所の一致が自立した同意を反映するものではない可能性に注意を促すべきである。

合理性と誤り これまで議論した情報カスケードにおいて、各々の参加者は、全くもって合理的である。しかし、思うに、カスケードの参加者は、盲目が実際に盲目を導いていることを理解し損ねるかもしれない。

例えば、二〇〇一年、何百人もの法学教授は、テロリストの疑いのある者を審査することを軍事裁判所に許容するジョージ・W・ブッシュ大統領の決定を、憲法上の根拠に基づいて批判する声明に署名した。署名者の人数は、とても印象的なものである。しかし署名者のほとんどが、問題の難解な法的事柄についてほんの僅かな専門性をも欠くという事実を我々が考慮するなら、そうともいえない。

人々は、自分たちが有する情報を開示し損なったり自分たちが有する全ての情報に基づいて行動し損なうだけのために、誤った、

有害な又は危険な道に簡単に集まるかもしれない。

研究所での証左 次の四つの一般的な教訓は明らかである。

- ① 人々は、しばしば自分自身の有する私的な情報を無視するだろうし、かつ自分たちの先行者が与える情報に従うだろう。
- ② 人々は、自分たちの先行者が特別に博識か否かに注意する。情報をもつ人々はカスケードを打ち破る。
- ③ もし人々が正しい個々人の判断でなく、彼らが属するグループの多数派による正しい判断に報酬を与えられるのなら、カスケード効果は、大いに減少する。
- ④ もし人々が正しい判断でなく、ほとんどの人々によってなされた判断に従った判断に報酬を与えられるのなら、カスケード効果と大失敗とは、非常に増大する。

我々が見るところでは、これらの一般的な教訓は、政策および法に関わる。

行為、会話、および結果 一見すると、このポイントは、人々が会話したり理由を交換しないときにのみカスケードが生じる可能性を示唆するように思われる。たとえば法学教授のエリック・タリー (Eric Talley) は、書かれた意見を一般に裁判官が述べ、そしてその意見はしばしば不透明でなく透明性があることを理由の一部にして、裁判官がカスケードに参加することは起こらないだろうと主張する。

人々が理由を示すとき、悪いカスケードが起こり難いことは真実である。

しかしこれらのポイントは、過剰に評価されるべきでない。いくつかの司法的意見は短くかつ抽象的である——つまり判断それ自体以上の情報はない。

しかし、もし人々が行為だけでなく行為の結果をも観察し得るなら、悪いカスケードを妨げることができないわけではない。選択が如何なるものを生むのかを、もし人々が観るのなら、悪いカスケードの可能性は非常に減少させられるはずである。(しかし)不幸なことに、人々が結果を観察するときでさえ、カスケードは生じ得る。

(2) カスケードと異議 (反対意見)

悪いカスケードのリスクを減少させるために何かなされるものはないのか？ もっとも重大なポイントは、情報をもつ人々がカスケードを止め得ることである。

しかし流行の導き手が必ずしもより多くの情報を有しない場合に關してはどうか？ 如何にして社会は自己防衛し得るのか？ もっとも単純な答えは、当該専門家に懷疑的になるよう人々を促す市民的自由、自由市場、およびよく機能した文化にある。言論の自由および自由市場のシステムにおいては、おそらく常に権威の源を暴くことが可能だろう。

強制的権威を持つリーダー もしカスケードが強制的権威を持つリーダーによって始められたなら、カスケードが一層起りやすいだろうことは容易に理解できる。もし大統領から警察署長まで強制的権威をもつ人々が多様な見解を促進し、かつある範囲の意見に自らを晒すのなら、彼らはもっと非常に良いことをする。

多数決ルール 集団の多数派による正しい答えについて個々人に報酬を与える制度によって、如何にしてカスケードの発達は影響されるのか？ そのとき何が起きるのか？ 単純な答えは、この種の制度において、誤りおよびカスケードが劇的に減少させられることである。

ここに、より一般的なポイントがある。少なくとも、もし我々が多くの私的な情報を持たないなら、カスケードへの参加は十分に賢明である。しかし同時に、我々は自分たちが知ることを開示し損なうために、他者を益し損なう。実際、我々は、間違ったシグナルを他者に与えることによって他者を積極的に害しさえし得る。従って、開示又は行為が実際に他者を益するときでさえ、多くの私的な情報を持たない人々が自分たちの知っていることに基づいて開示又は行為することは合理的でない。しかしそのグループはその情報を必要とする。

異議の賞賛について 自由な国は、人々に自分たちが欲することを述べることを認めるが、しかし社会的圧力は同調を求め、そして時折、これらの圧力は激しい。勿論、これは異議 (反対) を述べる者にとって悪いことである。しかし現実の犠牲者は、自分

たちが必要とする情報と見解とを奪われた人々である。

疑わしい事例において、市民は、群集に同意するよりも寧ろ、自分たちの知ることを明らかにすべきである。この種の行動は、若干の羽をかき乱すかもしれない。しかしそのことは、全ての適切な情報を集積することを求める集団又は国の観点からすれば、よいことである。

集団は、その構成員が一層多くの情報を調査することを必要とする想定しよう。ここでの一つの問題は、各々の構成員が調査費用の全てを請け負うだろうが、しかし利益の一部しかを受けないだろうことである。よく機能するために、集団は、適切な情報についての調査に正当な程度に従事するよう人々を促す方法を見出す必要がある。

沈黙が金である場合 私は情報開示がグループの利益である事例を強調してきた。しかしもう一つの可能性がある。もし集団の構成員が混乱させる又は一層悪化させる情報を明らかにするなら、それらは競争相手又は敵を利用するかもしれない。漏洩することに反対する強い規範は自然な解決である。

もし情報開示が不正確な情報を拡大する可能性があるのなら、特にそれがそれ自体のカスケードを生み出すのなら、それはおそらく有害なものになるだろう。私の焦点は情報を開示し損なうことにあるので、私は、それらの状況の基本的分析がここでの分析と大きく異なるわけではないことに注目することのほか、沈黙が金である状況に注意を向けないつもりである。

情報を超えて ほとんどの場合、人々が欲するものや人々が価値をおくものを開示することは、人々にとって有益である。どうして非常に多くの理性的人々が奴隷制度やアパルトヘイトを受け容れ得たのか？ 善と同様に悪も、価値は社会的影響を通じて維持される。しかしこの点を理解するために、我々はもう一つのカスケードのタイプに向かう必要がある。

(小林 直二)

第四章 隣人たちは何を考えているのか

(1) 同調と報酬

人々は正しいことを理由にしてではなく、他者の行なっていることに同調することを理由として報酬を受ける場合がある。現実の世界では組織、集団、政府は調和を賞賛し、同調しない者は不調和を生む傾向がある。「チームにいる」ことが正しくあることよりも重要な場合がある。もし同調しなければ生活を追われ、職を失う場合、ほとんどの人は同調する。他者に従えば制裁を受け、独立すれば報酬を受ける場合、同調は起こりにくい。この場合、カスケード類似の行動は減少するか消滅する。

同調に報酬が与えられる場合、目立っていて個々に同定されやすく、孤立しやすい者、すなわち最初に考えを打ち明ける者、反対する者にとっての問題は深刻である。最初の反対者を抑止することに成功すると、反対者はきわめて少なくなる。しかし、考えを打ち明けた者、反対する者の数が一定のレベルに達すると、人々の行動は大幅に変化する。実際、たった一人考えを打ち明ける者、たった一人疑いを持つものが、広く共有された神話を粉碎して、一連の事象を引き起こすことができる。東欧の共産主義の崩壊もこのプロセスと非常に共通していた。

(2) 愛情、集団の帰属意識、抑圧された異議（反対意見）

愛情、友愛、団結感の絆で結ばれた構成員の犯す間違いは深刻なものになる。構成員は、反対が混乱を招き、集団内の内部規範を破ることを恐れ、反対意見を表明しつづけない。家族はこのように機能することがある。愛情の結びつきに依存する組織は、反対を押し殺す。個人的な情報や信念は、最小限しか開示されない。反対は必ずしも良いものではない。反対者が間違っていることもあるかもしれない。普通、愛情、団結感の結びつきは集団の構成員に重要であり、多くの人々は不一致を評価しない。こういった集団や組織で重要なことは全体的視点からすると、うまく機能することではなく、良い関係を築くことである。同調者は、不

致や緊張から生じる困難を回避する。しかし、しばしば、同調者は良い結果を犠牲にしている。反対者は任務の遂行も改善するかもしれない一方、緊張を増やすかもしれない。集団の構成員の中心となる目標が社会的絆を維持し、改善することであり、特定の任務を実行することはない場合、同調は当然、奨励される。

(3) 多元的無知 (pluralistic ignorance) と自己検閲

人々が沈黙するのは、自分たちは間違っていると信じるからではない。自分たちは正しいと信じる見解を表明することで生じると思われる不承認と直面したくないため沈黙するのである。その根底にある問題は多元的無知の問題である。ほとんどあるいは、全ての人は、ほとんどの人が実際に考えていることを知らないことをいう。多元的無知に直面すると、人々は他者が特定の見解を持っていると誤って推測し、結果的に自分の言明や行動を変えうる。この自己検閲は、深刻な社会的損失である。

自分の名声を気にせず、一般の人々が実際に考えていることを述べる人は、しばしば自分自身を犠牲にして価値の高い公共的任務を遂行する。言論の自由を含めた様々な市民的自由は、同調による圧力から人々を隔離する努力として理解されうる。その理由は、私的権利を守るというためではなく、自己沈黙の危機に対して公衆を守るためでもある。法哲学者ジョゼフ・ラズの注目すべき主張は、言論の自由の社会的価値を強調する。

政治的指導者は、名声による圧力を形成する。もし指導者や国家が特定の行動過程を追求すべきであると主張する場合、反対のためらう市民もいるかもしれない。名声による圧力は深刻な社会的損失を生む。そこで、市民的自由の強固なシステムが、個人の権利を守る努力ではなく、社会的に大きな間違いに対する安全弁として正当化され得る。言論の自由と反対者から構成されるシステムは、民間や政府が誤った確信を抱いたり、計画立案者が不可避免的に誤ったりすることを防ぐ。

カスケードは、概して良いものでも悪いものでもない。カスケード効果は、私的判断、公共政策や法に大規模な歪みを生じさせる。カスケード効果は、深刻であるが無視されてきた問題に関心を引き起こすことによって、公衆の無感動を打ち破る。米国での

奴隸制反対の動き、共産主義の崩壊、そして南アフリカのアパルトヘイト反対運動はカスケード類似の特徴を生んだ。ドイツのナチズムの台頭も同じである。

(4) 自分の考えを開示するもの (Disclosures)、反対する者 (Disenters)、人と異なった行動をする者 (Contrarians)

様々な種類の反対者が存在する。我々はここで、一定の区別を行なうべきである。特に我々は自分の考えを開示する者と常に人と異なった行動をする者とを区別すべきである。自分の意見を開示するものは一般的に賞賛を受けるべきである。ただし、他者に賛同しないことによって、経済的報酬、あるいはその他の報酬を将来得るだろうと感じて、人と異なった行動をする者という別の種類の人間を対照的に想定することも可能である。私は、人と異なった行動をする者を一般的に賞賛するつもりはない。集団が個人の持っている情報を必要とする二つの理由がある。第一に、個人の意見には、独立した利益がある。多くの市民が学校での祈禱を支持している場合、死刑が道徳的に受け入れられないと信じている場合、戦争に反対する場合、人々はその事実を知るべきである。第二に、反対意見を持っている人は、優れた主張を持っているかもしれない。同調する者、カスケードに陥る者は、優れた主張に耳を傾ける必要がある。

同調圧力の結果、情報は普通あまり開示されない。反対者は危険を犯して前進し、同調しない者は制裁を受ける。一定の場合に反対者は、自分自身の考察を改めるよう試みるかもしれないし、反対は見込みを改善する素晴らしい方法かもしれない。

(5) 報酬

同調した場合に人々に報酬が支払われ、同調しない場合に制裁を受けるような多数決ルールのシステムも用いた場合、生じるカスケードは様々なインセンティブの大きさに左右される。個人の生活が優れた結果に左右される場合、カスケードは生じにくい。しかし、同調が高い報酬をもたらす場合、カスケードは避けられない。普通、人々は、報酬が何かも知らないし、報酬を計量化す

るのも時間がかかる。いずれにせよ、同調による圧力の結果、情報は普通あまり開示されない。

一定の場合には反対者は、自分自身の考察を改めるよう試みるかもしれないし、反対は見込みを改善する素晴らしい方法かもしれない。幅広い価値や信念の存在する無数のコミュニティによって社会は構成されている。公的に反対するものは、自分の名声をひとつの集団では損なうかもしれないが、同時に別の集団では彼の名声は高められる。もともと、自分の考えをそのまま言ったり、実行したりして、自分の名声をあまり気にとめない人たちもいる。しかし、たいいてい人々は、関係する他者の優れた意見を失いたくないと望み、このような願望の結果、残りの他者の持つ情報が減少することになる。

(6) 反対がどれくらい必要なのか

カスケードは、個人や集団を質の劣った方向へ動かす。正当化されない行為や信念に対する防御手段を与えるため、人々に発言の機会を確保することは重要である。しかし、反対する者や承認しない者が必ずしも良いものとは限らない。反対は、社会上の結びつきを弱め、その弱まりが、時々非常に深刻な問題を引き起こす。第五章で検討するが、人々が互いを好まなくなると、共有された課題をあまり遂行できなくなる。同調と反対の適当な組み合わせとは何か。どれくらいの反対が最適なのか。これらの問いに抽象的に答えることは出来ないが、反対者には原則として、決定を改善する方法としての価値がある。決定を下すコストと誤りのコストが関連している。同調とカスケードは、決定を下すコストを減らす傾向がある。実際、人々がカスケードにしばしば参加するのは、独力で争点を吟味するのに費やす負担を減らすためである。完全に独立して吟味を行なうよりも他者の決定に従った方がはるかに容易な場合が存在する。

しかし、同調とカスケードも多くの誤りを生むおそれがある。その誤りは時々ひどい損失を生む。損失を評価するために、我々は、自分の考えを開示する者や（同調と対立する）反対する者によってどれだけ多くの誤りが減るのかを理解し、それらの誤りの規模を確かめる必要がある。

個人は決定にかかるコストと誤りにかかるコストの両方についてすばやく一定の判断を下した後、他者に従うべきかどうかを決定する。社会的なレベルでは、同調と反対との適切な組み合わせについての判断は、同等の変数に関係するべきである。もし集団に多くの反対者がいる場合、合理的に処理できる以上の情報を持ってしまい、情報を加えても必ずしも役に立たない。多くの反対は、誤りの数を減じることなく、判断を下すコストを単に増加させるだけかもしれない。もし反対を表示することにコストが掛からない場合、価値のない反対から価値のある反対をふるい分けることは、不可能かもしれないし、反対が過重負担になるかもしれない。実際、同調圧力の中には、将来反対者になる者に一種の障壁を作って、反対者が本当に貢献できるものを持っている場合に限って発言を確保することで、反対者を適切に「フィルタ」にかける場合もある。

大きな個人的代償を払って話す者は、自分は正しいと考える可能性が高い。しかし、多くの反対者の話していることに参考になるものではなく、有害なものすらある。我々の奨励したいものは、反対それ自体ではなく、適切な反対や正しい種類の反対である。もちろん、いかなる権威、社会的立案者もあらかじめ適切な反対を認識することが出来る便利な立場にいない可能性が高いという問題はある。例えばソクラテス、イエス・キリストやガリレオの事例がある。

(7) 経済的人間を超えて

理性的な人々は、他者の言葉や行為のもたらす情報を考慮に入れ、そして分別を持って、自分の名声を気にかけている。しかし、人間の理性には限界がある。人々は、たいいていの場合、利用可能な知識に基づく推論 (availability heuristic) を用いて、心の中に事例がすぐに浮かぶどうかを問いかけ、蓋然性についての困難な問題に答を出している。洪水、地震、航空機墜落、狙撃兵の弾丸、交通渋滞、テロ攻撃、核施設における災害の蓋然性はどの程度のものか。この問いにおいて、人々は統計的知識を持たないため、この推論によって、小さなリスクを過大に恐れ、大きなリスクを無視して、事実について深刻な誤りを犯すことがある。地震の後、地震保険は高騰する。しかし、それは鮮明な記憶が薄れるにつれ、着実に下落する。一人ひとりの統計上のリスクは些細なもので、

実際に日常人々が出会う確率は高くない場合でも、人々に大きな行動の変化を引き起こす。二〇〇一年九月一日のアメリカでのテロ攻撃は、利用可能な知識に基づく推論のカスケードを生み出した。

私は、知り得る知識によるカスケードが過剰なあるいは不適切な反応を導くということを提示しているわけではない。私の唯一主張することは、利用可能な知識に基づく推論と私が強調してきたカスケード効果との相互作用を検討することで、公衆の反応の強さをよく理解することである。反対は過剰で不適切な反応を防ぐ重要な矯正手段になりうる。組織や政府にとっての問題は、特に反対者が自分自身ではなく他者にも利益をもたらす場合、どのように反対者の費用を小さくし、あるいは報酬を与えるかということである。

(8) 何が利用可能か

人々は、しばしば一つの事例を一面的な事例として取り上げがちである。銃規制に反対する人は、凶悪な犯罪を防ぐために銃が有用な事例に注目する可能性が高い。環境保護論者を好まない傾向をもつ人は、環境保護論者の主張は愚かで大げさである事例を探したり、思い出したりする。そして、なんらかの傾向を持っている人は、似た考えを持つ人々をしばしば探すので、傾向と利用可能性は緊密な関係があり、相互に強化しあう。その結果、一種の悪循環が起りうる。この循環は、集団の大小に関わらない。誤った考えを受け入れる場合、悪循環に陥ることがある。ここでも、反対が重大な矯正手段になり得る。

(辻 雄一郎)